

資料2

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザリー会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道サイクルルート連携協議会アドバイザリー会議」（以下、「アドバイザリー会議」という）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザリー会議は、「北海道のサイクルツーリズム推進方針」に基づく取組について広範に助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 アドバイザリー会議は、別表の委員で構成する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 委員の追加・変更は、「北海道サイクルルート連携協議会」（以下、「連携協議会」という）の議決によるものとする。

(会長)

第4条 アドバイザリー会議に会長をおくものとする。
2 会長は、アドバイザリー会議の中から互選により充てる。
3 会長は、アドバイザリー会議の議長となり、議事の円滑な進行に当たる。
4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(アドバイザリー会議の運営)

第5条 アドバイザリー会議は、「連携協議会」の要請に基づいて開催する。
2 アドバイザリー会議の運営に必要な準備は事務局が行うものとする。
3 事務局は、北海道開発局及び北海道に置くものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度「連携協

議会」において、協議し定めるものとする。
また、本規約の改正等は、「連携協議会」の議決をもって行うこととする。

(付則)

- 1 本規約は、令和元年11月22日から施行する。

(別表)

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザリー会議

委員名簿

かとう 加藤 京子	(一社) 日本サイクルツーリズム推進協会 理事
○ たかはし 高橋 清	北見工業大学 地域未来デザイン工学科 教授
はぎわら 萩原 亨	北海道大学大学院 工学研究院 教授
みやうち 宮内 忍	NPO 法人日本風景街道コミュニティサイクルツーリズム研究委員会顧問(元サイクルスポーツ編集長)
やい てつお 屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院教授
やがさき のりこ 矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科教授

(○:会長)
(敬称略)
(五十音順)